

落札者決定基準及び徴収書類等

市立豊中病院警備・防災業務委託契約に係る総合評価一般競争入札(簡易型)

令和2年11月19日 市立豊中病院

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	1 価格評価	細分類	—
評価点	総点	250	個別点	250
評価内容	項目	<p>①契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。</p> <p>(評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法)</p> <p>①総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。</p>		
	詳細	<p>価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。</p> <p>①低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(250点)とする。</p> <p>②予定価格を超える金額で入札を行った者は、失格とする。</p> <p>③低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。</p> <p>④低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(250点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。</p>		
書提出	入札書(病院指定用紙)			
方加法点	上記評価内容及び右記記載の価格評価点算出方法の例示を参照			
評価時他確認方法				

価格評価点算出方法の例示

予定価格
低入札基準価格

入札参加者	価格評価点	備 考
A	(失格)	(予定価格超)
B	210	
C	200	
D	180	
E	175	
F	170	
G	90	(低入札基準価格未満)
H	50	(低入札基準価格未満)

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	2 業務体制	細分類	(1) 研修体制
評価点	総点	130	個別点	30
評価内容	項目	①研修制度等の設置		
	詳細	① 過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ② 契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。		
提出書類	①研修実施報告書(様式1) ②研修実施計画書(様式2-1)			
加点方法	<p>①過去1年間(平成31年4月1日から令和2年3月31日までに実施した研修)の研修実施報告書(様式1)に基づく(ただし、警備業法に基づく法定研修は評価の対象としないが、様式1に基づき報告を求める。)実施状況及び研修内容を総合的に評価する。 <20点></p> <p>個人情報 4点 接遇 4点 人権研修 4点 交通整理 4点</p> <p>上記の研修等において実地研修を行っている場合は、4点加算</p> <p>②契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書(様式2-1)に基づき総合的に評価する。(ただし、警備業法に基づく法定研修は評価の対象としないが、様式2-1に基づき報告を求める。) <10点></p> <p>個人情報 2点 接遇 2点 人権研修 2点 交通整理 2点</p> <p>上記の研修等において実地研修を行っている場合は、2点加算</p> <p>①②共通→ 企業独自の研修、派遣研修(認定機関への研修派遣)の別は問わない。 ②→ 当該業務に対する履行期間中の研修の実施を評価するため、研修実施については、履行期間の初日から1年以内に終了する研修を対象とする。</p>			
評価時確認方法	<p>①研修実施報告書(様式1)及び当該研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 → 受講修了証(修了証等が発行されていない場合は受講者名簿で可)及び研修レジュメ(市販の冊子等を使用された場合は表紙と目次のみを提出)等を別途添付してください。(添付がない場合は評価の対象としません)</p> <p>②研修実施計画書(様式2-1)により確認を行う。 → 予定している研修レジュメ等を添付してください。</p>			

履 方 行 法 担 保	②研修実施計画は仕様書に規定されたものと見做し、研修実施後は研修実施報告書、受講修了証及び研修レジュメ等により確認を行う。	
注 意 事 項	配 布 資 料 等	<p>①②共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容等の確認が行えないもの、あるいは不明瞭な内容(明らかに実現性がない内容)のものは評価をしない。 ・法定研修は、評価の対象としない。 ・企業独自の研修、認定機関への研修派遣は問わない。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権研修には平成28年4月1日施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理解に関する研修も含まれる。 <p>※人権研修の配点内訳</p> <p>ア.平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の理解に関する研修 1点 イ.ア以外の人権研修 2点</p> <p>★医療施設(保健・福祉施設を含む。)等においては、特に、次のア及びイの研修について、重点的に評価するのでご注意ください。</p> <p>ア. 清潔の維持・汚染拡散防止に関する知識の普及 イ. 感染防止に関する知識の普及</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・①研修実施報告書(様式1) ・②研修実施計画書(様式2-1)
そ の 他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	2 業務体制	細分類	(2) 業務実績																							
評 価 点	総 点	130	個別点	40																							
評 価 内 容	項 目	①過去における業務実績																									
	詳 細	① 過去5年間（平成27年4月1日から令和2年3月31日まで）に履行が完了した施設警備業務を含む業務委託契約の実績を評価する。																									
提出書類	①委託業務履行実績証明書（様式2-2）																										
加 点 方 法	<p>①過去5年間に履行が完了した200床以上の病院であって51,000千円（豊中市内に本店を有する者にあつては38,000千円以上）の施設警備業務を含む業務について2年以上継続した実績を評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="5">2年以上継続した実績件数</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>3施設以上</th> <th>2施設</th> <th>1施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">交通誘導を含む件数</td> <td>2施設以上</td> <td>40</td> <td>30</td> <td style="background: linear-gradient(to top right, transparent 49%, black 49% 51%, black 51% 51%, transparent 51%);"></td> </tr> <tr> <td>1施設</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>0施設</td> <td>18</td> <td>10</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>				2年以上継続した実績件数							3施設以上	2施設	1施設	交通誘導を含む件数	2施設以上	40	30		1施設	25	20	15	0施設	18	10	0
2年以上継続した実績件数																											
		3施設以上	2施設	1施設																							
交通誘導を含む件数	2施設以上	40	30																								
	1施設	25	20	15																							
	0施設	18	10	0																							
評 価 時 確 認 方 法	①発注者が発行した委託業務履行実績証明書により確認を行う。																										

履 行 法 担 保	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
契 約 期 間 中 確 認 方 法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
注 意 事 項	<p>対象となる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間に履行が完了した200床以上の病院における施設警備業務を含む業務委託契約の実績を評価対象とする。 ・契約期間が1年以上であり、その履行が完了していること。但し、契約期間が複数年（1年以上2年未満のものを含む）の場合は、その内、1年以上履行が完了していること。 ・令和3年3月31日現在、2年以上履行していることとし、契約形態は複数年契約、単年契約の別を問わない。 ・実績の対象となる施設は病院のみとし、官公庁または民間を問わない。 <p>①の「件数実績」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の施設で分割発注し、それぞれ別途に契約している場合は、各々1件の契約とする。 	
資 配 料 布 等	①委託業務履行実績証明書（様式2-2）	
そ の 他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	2 業務体制	細分類	(3) 履行体制
評価点	総 点	130	個別点	35
評 価 内 容	項 目	①適正な履行を確保するための業務体制		
	詳 細	①当該施設の仕様に基づく、施設警備業務の委託業務に係る作業計画表を作成し、それらの作業計画を実施するための業務体制（配置予定業務責任者等の資格・経験及び作業員の配置計画）の内容を評価する。 ②各種業務マニュアルの整備状況を評価する。		
提出書類	①-1「業務実施体制図」（任意様式） ①-2「作業計画表」（任意様式） ①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」（様式3） ①-4「作業員配置計画書」（任意様式） ②「各種業務マニュアル」（任意様式） 「苦情処理要領（マニュアル等）」（任意様式） 要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等を添付すること。			
加 点 方 法	① 本業務の業務実施体制図及び当該施設の仕様、作業計画書に基づき、それらを実施するための業務体制（「配置予定業務責任者等の資格・経験」及び「作業員配置計画書」）の内容 ①-3 配置予定業務責任者等の資格・経験の内容を評価する。＜15点＞ (1) 配置予定業務責任者等の資格の有無 ア. 施設警備業務検定1級合格者 イ. 施設警備業務検定2級合格者 上記を基本として、 資格者数 ア. 2名以上：10点 イ. 4名以上：5点 (2) 職員配置について施設警備業務を含む業務の経験年数を評価する。＜10点＞ 1名につき 5年以上：5点 4年：3点 3年：1点 （最大2名まで評価する） ② 業務マニュアルの有無及び内容＜10点＞ 運用業務マニュアル数（警備関係、その他当該業務関連） 3つ以上：5点 2つ：3点 1つ：1点 苦情処理要領（マニュアル等）の有無 有：5点 無：0点			
評 価 時 確 認 方 法	①各業務ごとの仕様及び作業計画書に基づき、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「作業員配置計画書」より確認を行う。 作業計画書の作成にあたっては、「作業計画書の作成例」（参考様式2）を参考に、各企業ごとに作成（A4版）すること。 ②各種業務マニュアルの提出により確認を行う。 苦情処理要領（マニュアル等）及び所定様式（要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等）の添付により確認を行う。			

履 行 担 保 方 法	①「業務実施体制図」、「作業計画表」、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「作業計画書」は仕様書に規定されたものと見做す。 ②苦情処理要領（マニュアル等）は仕様書に規定されたものと見做す。	
契 約 期 間 中 確 認 方 法	①日常の履行検査により確認を行う。 ②当該業務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者より対応結果を報告させ、苦情処理要領（マニュアル等）に則った処理がなされたかについて確認を行う。	
注 意 事 項	配 布 資 料 等	①「配置予定業務責任者等の資格・経験」「作業員配置計画書」の提出があった場合においても、「業務実施体制図」「作業計画表」の提出がない場合及び「作業計画表」の提出があった場合においても作業内容等の確認ができないもの（当該業務に直接関連しない作業内容）、あるいは不明瞭な内容（仕様に基づく業務を加味していない内容）のものは評価をしない。 ②各種業務マニュアルの内容が不明瞭なもの、当該業務に関連のないものは評価しない。 苦情処理要領（マニュアル等）の内容が不明瞭（役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法等が明記されていないもの）のものは評価をしない。 ・①-1「業務実施体制図」（任意様式） ※参考様式1を参照 ・①-2「作業計画表」（任意様式） ※参考様式2を参照 ・①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」（様式3） ・①-4「作業員配置計画書」（任意様式） ※参考様式3を参照 ・「業務実施体制図」参考様式1 ・「作業計画表」参考様式2 ・「作業員配置計画書」参考様式3 ※専任支援者の場合は、その旨を役職名欄に記入すること。
そ の 他	・当該業務を契約する場合には、「配置予定業務責任者等の資格・経験（様式3）」で届出た者を専任で配置しなければならない。ただし、その者が退職、病気等、止むを得ない理由により、あらかじめ本市の承諾を得た場合には、変更することが出来る。この場合においては、変更しようとする業務責任者等は、当初に配置予定者として届出た者と同等以上の資格・経験を有していると、本市が認めた場合に限る。 ・加点方法の①-3（1）の配置予定業務者責任者の資格の有無（ア～エ）について、同一資格での重複加点はしない。	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	2 業務体制	細分類	(3) 履行体制
評 価 点	総 点	130	個別点	5
評 価 内 容	項 目	②既雇用者に対する継続雇用		
	詳 細	① 既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となった新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。		
提出書類	①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)			
加点方法	①既雇用者に対する継続雇用促進の意思を評価する。＜5点＞ 有 5点 無 0点 ・詳細については、「既雇用者の継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。			
評価時確認方法	・既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)、により確認(必要に応じ病院のヒアリング結果を含む)を行う。			

履行担保方法	提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うと共に、病院によりヒアリングを行う。	
契約期間中 確認方法	提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うと共に、病院によりヒアリングを行う。	
注 意 事 項	※ 評価の対象者に対する、業者間の雇用引継ぎについて ・今回の総合評価入札において、既雇用者については、可能な限り雇用継続に努めること。 ・必要に応じ病院によるヒアリングを行うことがあります。	
	配 付 資 料 等	・①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4) ・労働条件通知書 ※厚生労働省ダウンロードコーナーを参照 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/
そ の 他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	2 業務体制	細分類	(4) 品質保証への取組
評価点	総点	130	個別点	20
評価内容	項目	②自主検査体制		
	詳細	①品質ISO及びプライバシーマークへの取組み状況进行评估する。 ②当該業務における自主検査計画进行评估する。		
提出書類	①IS09001 及び プライバシーマーク登録証 ②当該業務における自主検査計画書（任意様式）			
加点方法	①品質ISO及びプライバシーマークへの取組み状況进行评估する。＜10点＞ ・IS09001 及び プライバシーマーク を取得している：10点 ・IS09001 又は プライバシーマーク いずれかを取得している：5点 ②本業務における自主検査計画書の有無及び内容＜10点＞ ・計画書有：5点 ・計画書の具体的な内容が確認できる（検査の指標となる具体的な項目出しを明示したものの。チェックリストの添付等）有：5点			
評価時確認方法	①自主検査体制に関する規定により確認を行う。 ②当該業務における自主検査計画書により確認を行う。			

履行方法担保	②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做す。	
契約期間中確認方法	②所定の時期に自主検査報告を書面で求める。また、必要の都度、自主検査結果に伴う改善指示及び改善結果について書面で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認する。	
注意事項	②自主検査計画書の提出があった場合においても、確認が行えない内容（当該業務に関連のない自主検査計画）のもの、あるいは不明瞭な内容（明らかに実行性がないもの）のものは評価をしない。	
	配布資料等	
その他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮																									
評価点	総 点	90	個別点	28																									
評価内容	項 目	①障害者に対する就労支援事業への取組み																											
	詳 細	①職場体験実習等への受入、指定施設等への業務発注など、障害者の就労支援の取組みにかかる企画内容に応じて評価する。																											
提出書類	①障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式5）																												
加点方法	①絶対評価<10点> →職場体験実習等に参加する障害者予定数1人に対して2点で評価 →職場体験実習等は、5日間以上の期間で1つの事業と見なす。 ②相対評価<7点> →就労支援の取組み内容（職場体験実習）の具体性及び実現性に応じて評価する。 →就労支援の取組みの対象を提示し、考え方、事業の内容等を記載する。 ③相対評価<7点> →就労支援の取組みの実施体制に関する提案に応じて評価する。 →就労支援事業の実施体制（社内体制、外部機関との連携等）について記載する。 ④絶対評価<4点> 指定施設等への業務発注予定金額に応じて評価																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">発注予定金額</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円</td> <td>以上</td> <td>50万円</td> <td>未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>以上</td> <td>100万円</td> <td>未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>以上</td> <td>200万円</td> <td>未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>以上</td> <td></td> <td></td> <td>4点</td> </tr> </tbody> </table>				発注予定金額				配点	1万円	以上	50万円	未満	1点	50万円	以上	100万円	未満	2点	100万円	以上	200万円	未満	3点	200万円	以上			4点
	発注予定金額				配点																								
	1万円	以上	50万円	未満	1点																								
	50万円	以上	100万円	未満	2点																								
100万円	以上	200万円	未満	3点																									
200万円	以上			4点																									
評価時確認方法	・ 障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式5）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。 （以下、落札者についてのみ確認） ・ 障害者に対する就労支援の取組み計画（様式：任意）により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、本市が指定した日までに、障害者に対する就労支援の取組み計画書（様式：任意）の提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。																												

履行担保方法	・ 障害者に対する就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び支援機関等と協議して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・ 当該の取組みにおいて、実施前後に参加者名簿等を速やかに届け出なければならない。	
契約期間中確認方法	・ 本業務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた際は、本市から予定どおり提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。	
注意事項	・ 就労支援の取組みへの参加予定者は障害者等とする。	
	配付資料等	・ ①障害者に対する就労支援の取組み企画書（様式5）
その他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援事業相談窓口 ●指定施設等への業務発注 1. 福祉部障害福祉課 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話06-6858-2266 ●職場体験実習等 2. 市民協働部くらし支援課 地域就労支援センター・豊中（くらしかん内） 豊中市北桜塚2丁目2番1号 電話 06-6858-6861 3. 健康医療部 保健所 保健予防課 豊中市中桜塚4丁目11番1号 電話 06-6152-7315 4. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階 電話 06-4866-7100	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
評 価 点	総 点	90	個別点	30
評 価 内 容	項 目	④就労困難者の新規雇用		
	詳 細	①就労困難者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。		
提出書類	①就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式6-1） ②就労支援機関等との協議報告書（様式7-1）			
加 点 方 法	<p>①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。）＜30点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上（常用雇用）で1名（1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。 →1週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算の対象としないが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。 →〔1名で5点とする。〕 →〔豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき5点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して4点を加算する。〕 →右の注意事項を参照。</p> <p>※本項目での加点対象となる就労困難者は、右記のその他に記載している豊中市内の就労支援事業相談窓口をはじめとする就労支援機関に就労支援の支援（登録、相談）を受けている人が対象となります。このため、就労支援（登録、相談）を受けていることが確認出来ない場合は加点対象にならない場合があります。 ※当該入札参加者が、本業務における他の項目で加点対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。また、当該入札参加者が他の業務で加点対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。</p> <p>※本項目で加点対象となった新規雇用予定者については、最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額の特例申請は行わないこと。</p>			
	評 価 時 確 認 方 法	<p>・就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式6-1）により確認（必要に応じ市のヒヤリング結果を含め）を行う。</p> <p>（以下、落札候補者についてのみ確認） ・就労困難者の新規雇用（トライアル雇用を含む）及び配置は、就労困難者新規雇用予定者名簿（様式6-2）により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、本市が指定した日までに、就労困難者新規雇用予定者名簿（様式6-2）及び労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写しの提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。</p>		

履 行 担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・就労困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和2年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該業務において、評価時に就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式6-1）で提案した雇用予定者に変更（評価点が減少する変更は認めない。）が生じた場合は、その都度、速やかに届け出なければならない。この場合において、市は必要の都度、ヒアリングを行う。この場合においては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写し等の必要書類もあわせて届け出なければならない。
契 約 期 間 中 確 認 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たす旨を書面により明示し改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者数については、1名で10点(5点に、豊中市民点5点を加算する。)として換算する。 ・本項目における点数の計算方法は、「資料3の①就労困難者新規雇用予定者数報告書の記載例（様式6-1）」を参照して下さい。 ・本項目でいう就労困難者とは、「資料3の様式6-1の記入上の注意の④のiからv」のいずれかに該当する人で、下記のその他に記載している「豊中市内の就労支援事業相談窓口」のいずれかに支援（登録、相談）を受けている人。 ・本項目での加点対象者は、常用雇用労働者に限る。 ※ 本項目でいう常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇い入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。 ・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。 ・就労困難者の定義は、①就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式6-1）の記入上の注意を参照して下さい。
	配 付 資 料 等
そ の 他	<p>※当該項目に関する豊中市内の就労支援事業相談窓口</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民協働部くらし支援課 地域就労支援センター・豊中（くらしかん内） 豊中市北桜塚2丁目2番1号 電話 06-6858-6861 2. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニティ緑地1階 電話 06-4866-7100 3. (福)豊中市母子寡婦福祉会 豊中市中桜塚2丁目29番31号 電話 06-6852-5160

評価項目詳細シート

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
評価点	総点	90	個別点	12
評価内容	項目	③就労困難者の就労支援事業の取組み		
	詳細	①就労困難者の雇用を実現するための支援体制について提案内容を評価する。		
提出書類	就労困難者就業支援企画書(様式7-2) 就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)			
加点方法	以下の就労困難者について、対象者別に提案内容を項目ごとに加点する。〈上限12点〉			
	配点			
	中高年者			2
	ひとり親家庭の親			1
	難病患者、がん患者			1
	若年者			1
	外国人			1
	LGBT(性的少数者)			1
	刑余者			1
	その他に配慮が必要な就労困難者			1
	以下の項目への登録の有無			
	協力雇用主会への登録			2
	認定就労訓練施設への登録			2
	ユースエール認定			2
評価時確認方法	・就労困難者就業支援企画書(様式7-2)により、具体的な支援内容の確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。			

履行法担保	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援の取組み内容は、本業務の履行開始日から6か月以内に市担当課及び支援機関等と協議し体制を整備することで、仕様書に規定されたものと見做す。
契約期間中確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)により報告を求め確認を行う。 就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)は、契約履行期間初日から1年以内に報告して下さい。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 下記「その他」の就労支援事業相談窓口以外で相談をされた場合でも、提案までには下記「その他」のいずれかの就労支援事業相談窓口の内容の確認を受けて下さい。 支援機関に相談を行った具体的な内容の記述が必要です。 就労困難者の支援については、求職者、就労者の個人情報保護に十分に努め、就労に不必要な情報の収集は行わないでください。 必要に応じ、市の関係部局によるヒヤリングを行うことがあります。 <p>★支援体制については、就労困難者が安全に継続して就業できる支援計画であるかを重点的に評価するのでご注意ください。</p>
	<p>就労困難者就業支援企画書(様式7-2)</p> <p>就労困難者就業支援実施報告書(様式7-3)</p> <p>高齢労働者に配慮した職場改善マニュアル https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/0903-1a.pdf ひとり親家庭への就業支援施策(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/content/000522202.pdf 性の多様性について考える(法務省ホームページ) http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html 協力雇用主のパンフレット http://www.moj.go.jp/content/001264606.pdf 認定就労訓練事業パンフレット https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf ユースエール認定制度パンフレット https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000156043.pdf</p>
その他	<p>※当該項目に関する豊中市内の就労支援事業相談窓口</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民協働部くらし支援課 地域就労支援センター・豊中(くらしかん内) 豊中市北桜塚2丁目2番1号 電話 06-6858-6861 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローゾコミュニティ緑地1階 電話 06-4866-7100 (福)豊中市母子寡婦福祉会 豊中市中桜塚2丁目29番31号 電話 06-6852-5160

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮																																																																																										
評価点	総 点	90	個別点	20																																																																																										
評 価 内 容	項 目	④障害者の雇用率																																																																																												
	詳 細	①常用雇用労働者数が、45.5人以上の事業者 障害者雇用状況報告書（公共職業安定所）にて、「平成30年から令和2年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値（小数点2位未満四捨五入）を評価する。 ②常用雇用労働者数が45.5人未満の事業者 障害者雇用状況報告書（様式6-1-1）にて「平成30年から令和2年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値（小数点2位未満四捨五入）を評価する。 ※雇用率が2.11%の場合は、評価は2点とする。2.11%未満の場合は0点とする。																																																																																												
提出書類	①障害者雇用状況報告書（公共職業安定所）（平成30年から令和2年の3か年分） ②障害者雇用状況報告書（様式6-1-1）（平成29年から令和元年の3か年分） 下記の※の注意事項を参照のこと																																																																																													
加点方法	①②障害者雇用の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが平成30年障害者雇用状況集計結果（厚生労働省調べ）における実雇用率2.11%以上（小数点2位未満四捨五入）を配点対象に加え、障害者雇用の実態を評価する。＜20点＞ ※障害者雇用状況報告書が未提出の場合における当該年の障害者雇用率は0%と見なす。 ※平均雇用率が2.11%以上2.20%未満の場合は、評価は2点とする。2.11%未満の場合は0点とする。 *法定雇用率2.20%の場合は評価は10点とする。 ※2.20%超は0.5%増加ごとに1点加算し、6.70%以上は20点とする。 ※法定雇用率が障害者雇用の指標となっていることから、雇用者数は加点対象としない。																																																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">障害者雇用率</th> <th>配点</th> <th colspan="4">障害者雇用率</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.11%</td> <td>未満</td> <td></td> <td></td> <td>0点</td> <td>4.70%</td> <td>以上</td> <td>5.20%</td> <td>未満</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>2.11%</td> <td>以上</td> <td>2.20%</td> <td>未満</td> <td>2点</td> <td>5.20%</td> <td>以上</td> <td>5.70%</td> <td>未満</td> <td>17点</td> </tr> <tr> <td>2.20%</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">法定雇用率</td> <td>10点</td> <td>5.70%</td> <td>以上</td> <td>6.20%</td> <td>未満</td> <td>18点</td> </tr> <tr> <td>2.20%</td> <td>超</td> <td>2.70%</td> <td>未満</td> <td>11点</td> <td>6.20%</td> <td>以上</td> <td>6.70%</td> <td>未満</td> <td>19点</td> </tr> <tr> <td>2.70%</td> <td>以上</td> <td>3.20%</td> <td>未満</td> <td>12点</td> <td>6.70%</td> <td>以上</td> <td></td> <td></td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>3.20%</td> <td>以上</td> <td>3.70%</td> <td>未満</td> <td>13点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.70%</td> <td>以上</td> <td>4.20%</td> <td>未満</td> <td>14点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.20%</td> <td>以上</td> <td>4.70%</td> <td>未満</td> <td>15点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				障害者雇用率				配点	障害者雇用率				配点	2.11%	未満			0点	4.70%	以上	5.20%	未満	16点	2.11%	以上	2.20%	未満	2点	5.20%	以上	5.70%	未満	17点	2.20%	法定雇用率			10点	5.70%	以上	6.20%	未満	18点	2.20%	超	2.70%	未満	11点	6.20%	以上	6.70%	未満	19点	2.70%	以上	3.20%	未満	12点	6.70%	以上			20点	3.20%	以上	3.70%	未満	13点						3.70%	以上	4.20%	未満	14点						4.20%	以上	4.70%	未満	15点					
障害者雇用率				配点	障害者雇用率				配点																																																																																					
2.11%	未満			0点	4.70%	以上	5.20%	未満	16点																																																																																					
2.11%	以上	2.20%	未満	2点	5.20%	以上	5.70%	未満	17点																																																																																					
2.20%	法定雇用率			10点	5.70%	以上	6.20%	未満	18点																																																																																					
2.20%	超	2.70%	未満	11点	6.20%	以上	6.70%	未満	19点																																																																																					
2.70%	以上	3.20%	未満	12点	6.70%	以上			20点																																																																																					
3.20%	以上	3.70%	未満	13点																																																																																										
3.70%	以上	4.20%	未満	14点																																																																																										
4.20%	以上	4.70%	未満	15点																																																																																										
評価時確認方法	①障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する障害者雇用状況報告書（公共職業安定所）（平成30年から令和2年までの各6月1日現在のもの）により確認。 ②障害者雇用状況報告書（様式6-1-1）（平成30年から令和2年までの各6月1日現在のもの）により確認。																																																																																													

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要		
契約期間中	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要		
注 意	①障害者雇用状況報告書（公共職業安定所） 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年九月三十日労働省令第三十八号）第8条で規定する「障害者雇用状況報告書（平成30年から令和2年までの各6月1日現在のもの、所管する公共職業安定所の受付印があるものに限る）」の写しを提出すること。		
事 項	配付資料等	・②障害者雇用状況報告書（様式6-1-1） ・障害者雇用率制度について 厚生労働省障害者雇用率、障害者雇用納付金、特例子会社などについて（事業主の方へ）を参照 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakouyou/shisaku/jigyounushi/index.html	
その他	・常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇い入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。 ・常用雇用労働者数とは、障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）第4条の規定による障害者雇用状況報告書をいう。以下同じ。）のB雇用の状況⑧法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数。		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮
評 価 点	総 点	10	個別点	5
評 価 内 容	項 目	①女性の活躍推進への取組み		
	詳 細	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。		
徴 収 書 類	①男女共同参画への配慮（様式8） ①-1 厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で受付印が押してあるものの写し、または基準適合一般事業主認定通知書の写し			
加 点 方 法	<p>下記の取組みを行ってれば加点する<5点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用する労働者数が301人以上の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定（えるぼし認定）を受けている。 ・常時雇用する労働者数が300人以下の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている。 			
評 価 時 確 認 方 法	提出された書面または写しで確認する。			

履 行 担 保 方 法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契 約 期 間 中 確 認 方 法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注 意 事 項		
	配 布 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・①男女共同参画への配慮（様式8） ・厚生労働省ホームページ 女性活躍推進法特集ページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html
そ の 他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮
評価点	総点	10	個別点	5
評価内容	項目	②仕事と子育ての両立への取組み		
	詳細	次世代育成支援対策推進法に基づく、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。		
徴収書類	①男女共同参画への配慮(様式8) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で、受付印が押してあるものの写しまたは基準適合一般事業主認定通知書の写し			
加点方法	下記の取組みを行っていれば加点する<5点> ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定(くるみんマークの認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。			
評価時確認方法	提出された書面または写しで確認する。			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中確認方法	評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注意事項		
	配布資料等	・①男女共同参画への配慮(様式8) ・厚生労働省ホームページ 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyoyouritsu/ryouritu.html
その他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(3) 環境への配慮
評価点	総点	10	個別点	10
評価内容	項目	①環境への取組み		
	詳細	①入札参加者の省エネルギー化を評価する。 (評価項目) 1. 電気、都市ガス等のエネルギー使用量を原油使用量に換算した原油換算量で評価。		
提出書類	<p>①エネルギー使用調査票(様式9) {揮発油(ガソリンは、自動車以外に限る。)、灯油、電気、都市ガスの使用量および延床面積を記入したもの} ・前年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日)の年間使用量の合計値をそれぞれ記入してください。 ・本社及び全ての支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度内の使用量を集計してください(電気・ガスについてはエネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です)。 テナントとして入居している場合は、テナント専用部に係る全てのエネルギー使用量(テナントがエネルギー管理権限を有する設備、オーナーがエネルギー管理権限を有する空調・照明等)を報告してください。 ・また、燃料の揮発油(ガソリン)は、自動車以外に限ります。</p> <p>②様式9の記載内容の事実が確認できる資料 ・延床面積が確認できる資料 ・エネルギー供給業者(関西電力、大阪ガス等)発行の毎月の検針票等、エネルギー使用量が確認できる資料</p>			
加点方法	<p>・原単位(1㎡あたりの原油換算量)が低い入札参加者を評価</p> <p><加点方法> $\text{加点} = \text{満点}(10\text{点}) \times \left\{ \frac{\text{(入札参加者の提出最小原単位)}}{\text{(入札参加者の提出原単位)}} \right\}$ <p>加点：小数点第1位を四捨五入する。 入札参加者の提出最小原単位：小数点第5位を四捨五入する。 入札参加者の提出原単位：小数点第5位を四捨五入する。</p> </p>			
評価時確認方法	<p>・延床面積が確認できる資料で確認を行う。 ・エネルギー供給業者(関西電力、大阪ガス等)発行の検針票等に示される使用量で確認を行う。</p>			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要	
契約期間中 確認方法	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要	
注意事項	※左記の「提出書類」②に規定された資料が適正に提出された事業者を対象に相対評価を行う。	
	配付資料等	・①エネルギー使用調査票(様式9)
その他	<p>・エネルギー原油換算簡易計算表のホームページ →経済産業省近畿経済産業局のホームページ http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/20kaisei_youshiki.html</p>	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	3 公共性評価	細分類	(4)災害時の業務体制
評 価 点	総 点	10	個別点	10
評 価 内 容	項 目	①災害時における業務の執行体制		
	詳 細	①-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等の社内体制、災害時の事業継続計画（BCP）等緊急時の対応マニュアル策定状況やその内容を評価する。 ①-2 社屋や営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる事項を評価する。		
徴 収 書 類	①-1 災害時等の業務執行体制等報告書（様式10） ①-2 防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式11）			
加 点 方 法	①-1 災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制の整備状況、災害時における事業継続計画（BCP）等緊急時の対応マニュアルの策定状況やその内容を評価する。＜5点＞ ①-2 事業者として、災害時に社会的責任を果たせるよう準備をしているか、また、その内容を評価する。＜5点＞			
評 価 時 確 認 方 法	①-1 報告書の内容に基づき、災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員、資機材の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制が確保されているか、その有効性・実現性を確認するため事業継続計画（BCP）等の策定状況を確認するとともに根拠資料の提出を求める。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、社屋・営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる内容を確認する。また、必要に応じて市のヒヤリングを行う。			

履 行 担 保 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 提出された書面または写しなどで確認する。 	
契 約 期 間 中 確 認 方 法		
注 意 事 項		
	配 布 資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ①-1災害時等の業務執行体制提案書（様式10） ①-2防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式11）
そ の 他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
評 価 点	総 点	-	個別点	-20
評 価 内 容	項 目	①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無		
	詳 細	公告日から過去3年以内に本市又は他行政省庁（国を含む。）から入札参加停止又は入札参加除外措置を受けたことがある場合に、減点評価する。		
徴 収 書 類	①入札参加停止措置等状況調書（様式12） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類）			
減 点 方 法	対象期間：公告日から過去3年以内（平成29年11月20日から令和2年11月19日まで） 対象となる処分：入札参加停止又は入札参加除外措置（以下「参加停止等」）を受けたことがある。（20点減点） ※参加停止等の期間の終期が1年以上前の場合、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×0% ※参加停止等の期間が6カ月未満の場合…配点×50% ※参加停止等の期間が6カ月以上の場合…配点×100%			
評 価 時 確 認 方 法	・提出された書面などで確認する。			

履 行 担 保 方 法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
契 約 期 間 中 確 認 方 法	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。	
注 意 事 項	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。	
	配 布 資 料 等	・①入札参加停止措置等状況調書（様式12）
そ の 他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
評 価 点	総 点	—	個別点	-25
評 価 内 容	項 目	②契約解除の有無		
	詳 細	公告日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある場合に、減点評価する。		
徴 収 書 類	①入札参加停止措置等状況調書（様式12） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類） ③契約解除通知書の写し			
減 点 方 法	対象期間：公告日から過去3年以内（平成29年11月20日から令和2年11月19日まで） 対象となる処分：本市から契約解除を受けたことがある。（25点減点） ※契約解除日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合・・・ 配点×100%			
評 価 時 確 認 方 法	・提出された書面などで確認する。			

履 行 担 保 方 法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
契 約 期 間 中 確 認 方 法	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。	
注 意 事 項	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。	
	配 布 資 料 等	・①入札参加停止措置等状況調書（様式12）
そ の 他		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	4 過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
評 価 点	総 点	—	個別点	-5
評 価 内 容	項 目	③書面での警告の有無		
	詳 細	公告日から過去3年以内に本市から不正又は不誠実な行為等を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、減点評価する。		
徴 収 書 類	①入札参加停止措置等状況調書（様式12） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類） ③書面による警告の写し			
減 点 方 法	対象期間：公告日から過去3年以内（平成29年11月20日から令和2年11月19日まで） 対象となる処分：過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合・・・配点×50%×件数 ※文書による警告を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。			
評 価 時 確 認 方 法	・提出された書面などで確認する。			

履 行 担 保 方 法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
契 約 期 間 中 確 認 方 法	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。	
注 意 事 項	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。	
	配 布 資 料 等	・①入札参加停止措置等状況調書（様式12）
そ の 他		